

## 賛助会員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本うつ病リワーク協会(以下「協会」という)の定款第6条第1項の規定により、本会の目的及び事業に賛同して本会に入会する賛助会員に対する取扱いについて定めることを目的とする。

### (賛助会員制度の目的)

第2条 協会は、うつ病等により休職した方の職場復帰支援に関心の有る者が集まり、正しい診断と適切な治療を通じた復職支援(リワーク)が行なえるよう、相互の連携により患者が適切な医療サービスを受けられる基盤作りを行うことを目的とする。これらの目的を遂行するために、当協会の目的および事業に賛同する企業・団体に対し賛助会員としての加入を働きかけ、それらの企業・団体との深い関わりの中でリワークの普及発展を図ることを目的とする。

### (賛助会員の対象)

第3条 賛助会員の対象は企業および団体(以下「企業等」という)とする。団体には、官公庁、公共施設、健康保険組合、労働組合などの各機関を含むものとする。

### (加入手続き)

第4条 賛助会員への加入は、所定の申込用紙に会費を添えて申し込む。

### (加入の承認)

第5条 賛助会員の加入申込みは定款第7条に基づき理事会が承認する。

### (賛助会費)

第6条 賛助会費はつぎのとおりとする。

- (1) 会費は年会費とし、毎年2月1日から翌年1月31日までの年度を単位とする。
- (2) 会費の額は1口5万円とする。

### (賛助会員の特典)

第7条 協会は賛助会員に以下の特典を提供する。

- (1) 協会が発行する協会誌等を送付する。
- (2) 当協会が主催する各種の催し(研修会等)の際に、施設会員・個人会員に準ずる特典(割引等)を付与する。
- (3) 協会が主催する年次大会に2名招待し、参加費等を免除する。

### 附則

本規程は2018年2月1日より施行する。